

「宅地建物取引士証再交付申請」

【注意事項】

①証明写真をアップロードすること

電子申請上でアップロードした写真は、取引士証の顔写真に使用するため、下記規定のものをご準備ください。

＜写真規定＞

カラー写真（縦3センチ×2.4センチ、上三分身）

※申請前6ヶ月前に撮影した無帽、正面、無背景のもの

※適合写真について原則、運転免許証の撮影基準を準用しますが、カラー写真のみとします。

＜不可となる写真の例＞

ポラロイド写真、不鮮明なもの、画像を加工したもの、写真内に反射が入っているもの等は受付できません。**規定に合わない写真をアップロードされている場合、申請を差戻しますので、写真の再撮影等、修正のうえ再提出ください。**

②本人確認書類（顔写真付き）をアップロードすること

運転免許証、マイナンバー（表面のみ）、従業者証明書、パスポートなどを電子申請画面上でアップロードしてください。

③宅地建物取引士証紛失届をアップロードすること

宅地建物取引士証を紛失等された方は、「宅地建物取引士証紛失届」を電子申請画面上の「その他」欄にアップロードしてください。

※ 亡失、滅失したときまたはその他事由により手元にない場合に必要です。

※ 自宅以外で紛失し警察へ紛失届を提出している場合は、届出の受理日、受理番号、受理警察署を申請書に記入するか受理証明書を添付してください。（未提出の場合は警察署に届出をしてください。）

※ 紛失している間は、宅地建物取引士として業務を行うことはできません。紛失理由欄に「失くしている期間は業務に携わっていません」の一文を必ず記入してください。なお、不正の手段により宅地建物取引士証の交付を受けた場合は、宅地建物取引士の登録が消除されます。

④返信用封筒（簡易書留料金切手貼付またはレターパック可）と電子申請の入力画面を印刷したもの（もしくは電子申請内容が分かるメモ）を下記所在地へ郵送すること

交付した取引士証を郵送にてお送りいたします。送付先を明記した返信用封筒（簡易書留料金分切手貼付または、レターパック可）を電子申請届出後に下記へ送ってください。

その際、申請者の照合を行うため、電子申請内容が表示された画面の印刷または、申請内容がわかるメモを同封していただきますようお願いいたします。メモを同封いただく場合は、氏名・取引士登録番号・申請日・申請の種類（新規・書換え氏名・再交付等）をご記入ください。取引士証の誤返送を防止するため、ご協力をお願いいたします。

新しい取引士証がお手元に届くまでには、申請が不備なく受理されてから2～3週間程度の期間

を要します。（即日での交付はできません。）

申請内容に不備がある場合は、取引士証の交付も遅れることになりますので、ご注意ください。

＜返信用封筒等送付先＞

〒650-0012

神戸市中央区北長狭通 5－5－2 6 兵庫県宅建会館 3 階

（一社）兵庫県宅地建物取引業協会 取引士講習センター

TEL：078-361-2051

（郵送に関する注意事項）

現に有する宅地建物取引士証は、申請者負担及び責任により簡易書留又はレターパックで郵送ください。

返信用レターパックでの郵送については、発送後の紛失、破損及び遅延等に関して、当県及び一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会取引士講習センターは、一切の責任を負いません。

⑤電子申請前に申請手数料の納付を先にお済ませください

取引士証の交付手続については手数料が発生します。交付申請手数料の納付については、下部に記載をしておりますのでご確認ください。

電子申請の際には備考欄に「電子納付番号」を記載してください。番号が不明な方は、兵庫県庁・まちづくり部建築指導課（078-362-3612）へお問い合わせください。

電子申請後の審査状況確認のお願い

電子申請により各種手続を申請された方は、eMLIT上で審査状況を随時ご確認ください。

申請内容に不備があった場合、「修正」や「差戻」等の通知がeMLIT上に届きます。ご本人様より、補正や再申請をされない限り、申請手続きは保留となり、取引士証の交付が遅れたり、登録変更が完了しないままの状態となりますのでご注意ください。

特段の事情が無い限りは申請先（兵庫県庁または兵庫県宅建協会取引士講習センター）とのやり取りはeMLIT上で行うこととなりますので、審査状況を申請者ご本人様で確認いただくようお願いいたします。